

第4回 鹿児島市宿泊税検討委員会

令和7年11月21日（金）16:00～17:00
ソーホーかごしまA・B会議室

鹿児島市観光戦略推進課



会次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 報告書(案)について
- 3 その他
- 4 閉会

[目次]

会次第

P 2

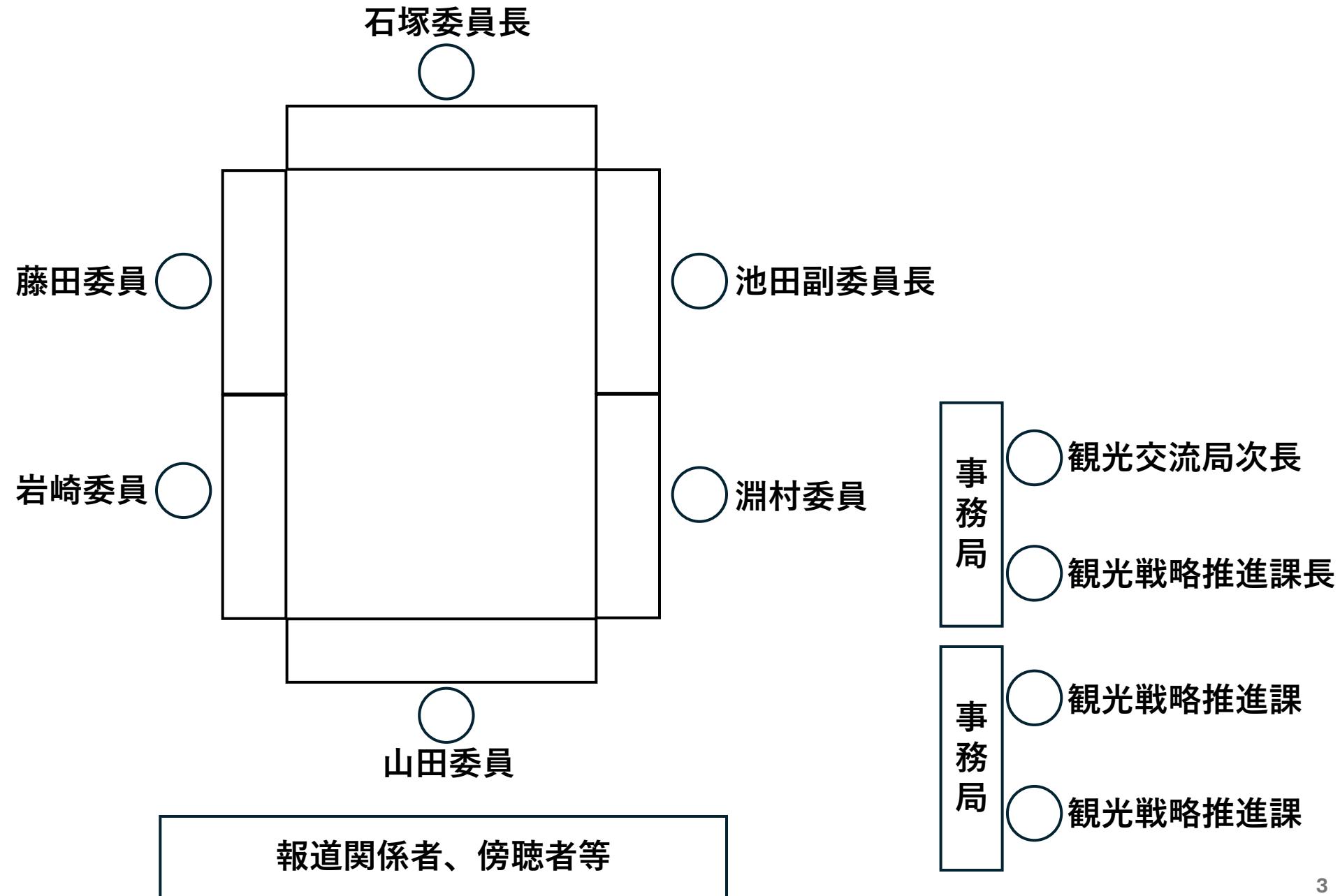
座席表、委員名簿

P 3~4

報告書(案)について

P 5~6

座席表



委員名簿

所属・役職	氏名
鹿児島大学名誉教授[委員長]	石塚 孔信
鹿児島観光コンベンション協会専務理事[副委員長]	池田 哲也
鹿児島市ホテル旅館組合理事長	淵村 文一郎
日本旅行業協会鹿児島県支部鹿児島県地区委員会支部長	山田 聰
鹿児島商工会議所会頭	岩崎 芳太郎
九州経済研究所執行役員企画戦略部長	藤田 聖二

(敬称略)

| 報告書（案）について

1 報告書（案）たたき台に係る委員からの主な意見等

目次	主な意見等の概要	報告書の該当頁
4 宿泊税の制度設計		
(1) 導入目的 (使途)	・宿泊税の導入目的(使途)の拡大解釈で本来の使途とかけ離れないよう明確にしてほしい。	9
(5) 免税点、 課税免除	・将来的には、修学旅行生に加え、長崎市と同様に、鹿児島も離島が多いことから、スポーツ大会・文化大会に参加するために市内に宿泊する者も課税免除とすることを検討いただきたい。	16
(6) 課税期間 (見直し期間)	・社会情勢の変化など想定外のことが生じた時は、見直し期間については柔軟に対応しても良いのではないか。	18
(7) 特別徴収 交付金	・特別徴収交付金の交付率については、導入自治体等の傾向や宿泊事業者の意見等を踏まえ、決定すべきである。 ・なお、クレジットカード等の決済手数料に加え事務手数料(税の申告納入や帳簿作成などの負担増とそれに係る人件費増など)などを考慮の上、適切な交付率となるよう検討していただきたい。	19
5 関連事項		
(1) 宿泊税の導入目的(使途)に適した事業への活用	・日本国憲法第84条には、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」という文言があり、これが租税立法主義の根拠となっているものである。 ・宿泊税は、地方税法上の第4章「目的税」の第八節「法定外目的税」に区分される。同法第731条に、「道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課すことができる」とあり、特定の費用に充てることが法律で明文化されている。 ・法律で「目的税」と明文化されている以上、当然にして特別会計である必要があるが、それができない理由はなにか。	20